

《参考8》 権利関係についての考え方（詳細）

1. 二次利用ルール

(1) 震災関連デジタルアーカイブの公開データに関する権利関係と権利処理

(a) 震災関連デジタルアーカイブの公開データに関する権利関係と権利処理

① 対象コンテンツと関係する権利の概要

震災アーカイブでは、以下のようなコンテンツを対象とすることが想定されている。

表 -1 対象コンテンツ

No	種類	関係主体
1	書籍（電子書籍含む）	個人 出版社
2	新聞、雑誌（電子版含む）	個人 新聞社、出版社
3	写真	個人、写真家 出版社、新聞社 等
4	放送（テレビ、ラジオ）	テレビ、ラジオ 有線放送事業者
5	動画	個人 テレビ局 等
6	地図	国土地理院 地図会社
7	ウェブサイト	個人 法人 等

各コンテンツに関わる権利は、次のように整理できる。

表 -2 各コンテンツに関連する権利

権利	権利の内訳	検討事項	関連法	対応コンテンツ
著作権	著作者人格権 著作財産権	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツの著作者の権利 コンテンツに利用されている著作物（音楽等）の著作者の権利 	著作権法	書籍 新聞・雑誌 写真 放送 動画 地図 ウェブサイト
	著作隣接権	<ul style="list-style-type: none"> 放送事業者、レコード製作者等、著作隣接権者の権利 	著作権法	放送 動画
商標権		<ul style="list-style-type: none"> コンテンツに映っている（含まれている）商標に関する権利 	商標法	書籍 新聞・雑誌 写真 放送 動画 ウェブサイト
意匠権		<ul style="list-style-type: none"> コンテンツに映っている（含まれている）意匠に関する権利 	意匠法	書籍 新聞・雑誌 写真 放送 動画 ウェブサイト
人格権	肖像権 氏名権	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツに映っている人の肖像に関する権利（声も含む） コンテンツ内で表示、音声等で氏名が述べられている場合の権利 	憲法 判例 学説	書籍 新聞・雑誌 写真 放送 動画 ウェブサイト

法的には、これらの権利をクリアすることによって、震災アーカイブでの利用が可能になる。ただし、権利がクリアできていたとしても、倫理的な問題がある場合については、クレームが来る可能性はあるため、考慮しておく必要がある。

また後述するように、震災に関する資料は、個人情報を含む場合がある。個人情報が含まれている場合には、上述の権利について許諾がとれていたとしても、問題が起きる可能性があるため、注意する必要がある。

② 各権利に関する検討

(i) 著作権

震災アーカイブにおいて保管、利用を考えているコンテンツについては、ほぼ全ての場合において著作権が生じると考えられる。

著作物は、「思想又は感情を創作的に表現したものであって文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」（著作権法 2 条 1 項 1 号）と定義されているが、「創作的」の範囲は広く考えた方が良くとされる。

ただし、今回の対象コンテンツでは、例えば以下のようなコンテンツについて、創作性が認定されない可能性もある。

表 -3 創作性が認定されない可能性のある事例

著作物の種類	創作性が認定されない可能性のある事例
動画	定点カメラによる映像のようにカメラが動いていない場合等
写真	原作品を紹介する写真において、正面から撮影する意外に撮影位置を選択する余地がないような場合（例：被害を受けた美術作品を正面から撮影したもの）等 ⁹³
地図 ⁹⁴	既存の地図にさしたる変更が加えられていない地図 等 ⁹⁵

しかし、実際に創作性が無く、著作物性が否定されるものであったとしても、クレームや訴訟につながる恐れはあり、基本的には創作性があるとみなして対応した方が良くとされる⁹⁶。

また、著作権は著作物の創作時に著作者に自動的に発生するが、その著作物の利用によっては著作隣接権が発生している場合もある。例えば放送されたコンテンツの場合には放送局の隣接権が生じており、楽曲を CD として販売している場合にはレコード製作者の隣接権が生じている。

各コンテンツについて発生している権利を整理すると、下記のようになる。

表 -4 各コンテンツに発生している権利

対象コンテンツ	権利者	権利内容
書籍	著者	著作権
	イラスト作家、写真家	著作権
	出版社	出版権
新聞・雑誌	著者	著作権
	イラスト作家、写真家	著作権
	新聞社、雑誌社	著作権（法人著作等）

⁹³ 平成 10 年 11 月 30 日東京地裁判決「昭和 63 年（ワ）1372 号事件」

⁹⁴ 地理空間情報活用推進会議で提出された「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/sokuitiri/220901/honbun02.pdf>）で、地理空間情報の著作物性についての検討が行われている。

⁹⁵ 平成 13 年 1 月 23 日の東京地裁判決「平成 11 年（ワ）第 13552 号 著作権に基づく損害賠償等請求事件」

⁹⁶ 有識者ヒアリングより

対象コンテンツ	権利者	権利内容
写真	写真家	著作権
放送・動画	撮影者	著作権
	出演者	著作隣接権（実演）
	音楽製作者・レコード会社	著作権、著作隣接権（レコード製作者の権利）
	放送局	著作隣接権（放送）
地図	地図作成者	著作権
	地図編集者	著作権
ウェブサイト	ウェブサイト制作者	著作権
	Wiki 等の場合の書き込み者	著作権

著作隣接権については、動画で考えると以下のようなになる。

例えば地震や津波の際に一般の方がとっさに撮った映像の場合、著作権としては、動画制作者（撮影者）の著作権について考慮する必要がある。また、その映像が放送された後、放送番組から切り取って動画サイトにアップロードされている場合には、放送局の隣接権も生じていることに注意する必要がある。また、放送番組としてバックミュージックが付けられていて、音楽が削除されずに動画サイトにアップロードされた場合には、音楽に関する著作権、隣接権も考慮する必要がある。

なお、音楽に関して、既に CD 等で販売されている作品について、音楽家が改めて演奏したものを録音したという場合、音楽家の著作権について考慮する必要はあるが、レコード製作者の権利は生じていない。

著作権は「権利の束」と呼ばれているように、複数の権利を総称する権利であるが、震災アーカイブに関わる権利としては下記が想定される。

表 -5 権利の種類

権利	条文	対象となる場面
複製権	21 条	アーカイブにコンテンツを蓄積する時 提供時にコンテンツの印刷・複製を認める時
上映権	22 条の 2	例えば、アーカイブ施設内に設置した端末で、一般の方にアーカイブのコンテンツを見せるとき
公衆送信権	23 条	インターネット上でコンテンツを提供するとき
翻案権	27 条	提供したコンテンツについて翻訳、改変等翻案を認める とき

ここでは、アーカイブ施設内のみで利用する場合と、インターネット上で公開する場合と

では、関係する権利が異なっていることに注意しておく必要がある。

また、これらの権利は全て諾許権であることから、これらの権利に関わることを実施する場合には著作権者の同意を得る必要がある。

次に、インターネット上での公開形態による違いについてみる。

震災アーカイブでは、アーカイブ施設のサーバにコンテンツを蓄積する方式と、アーカイブ施設のサーバにはコンテンツを保管せず、コンテンツが公開されているウェブサイトと連携をする方式の 2 つを検討している。後者については次節で取り扱うためここでは記載しない。

前者のコンテンツをアーカイブ施設のサーバに蓄積する場合は、上述のように複製権についての処理を行う必要があるため、権利者への連絡が必須となる。また、施設内端末による閲覧については上映権が発生することになるが、これは次で述べる著作権の制限によって、非営利かつ無償での提供であれば権利の許諾をとらなくても実施することができると考えられる。なお、公衆送信権は非営利かつ無償での提供であっても権利の許諾が必要であるため、インターネットでの公開の場合は許諾が必要となる。

表 6 公開形態と権利の関係

公開形態	複製権	上映権	公衆送信権	備考
アーカイブ施設のサーバにコンテンツを蓄積してインターネットで公開	許諾が必要	—	許諾が必要	複製権の許諾を得るためには、権利者への連絡が必要
アーカイブ施設のサーバにコンテンツを蓄積して、施設内端末でのみ公開	許諾が必要	許諾は不要	—	非営利かつ無償での提供であれば、上映権については著作権の制限により、許諾は不要

震災アーカイブの目的を考えると、コンテンツを蓄積することが極めて重要であるが、上述のように、蓄積を行うこと自体に許諾が必要であることが分かる。しかし、保管する全ての動画コンテンツについて、権利の取得・処理を行うのは大変な作業になることが想定される。そのため、権利処理を簡易にするための制度や条件等が存在しないのかについても検討した。

著作権法には、権利の制限に関する規程がある。権利処理に関係があると考えられるものとして、次の条文が挙げられる。

表 -7 著作権の制限の検討

条文	関連する行為	評価
32条 (引用)	蓄積、利用	近年対象を拡大した判例が多く出ていることから、東日本大震災の紹介のための引用とすると、目的の正当性に鑑みて利用可能になる可能性がある。 ただし、本判断に関わる判例（美術鑑定書事件 平成22年10月13日知財高裁判決 ⁹⁷ 等）は最高裁で確定していないため、判断はまだ流動的である。
38条 (非営利利用)	館内の端末での閲覧	非営利かつ無償であれば、許諾無く利用することが可能である。 ただし、蓄積についてはこの制限規定は及ばないことに注意が必要。
39条 (時事問題に関する論説の転載)	新聞、雑誌、放送における、論説に関するコンテンツの蓄積、利用	新聞、雑誌、放送に対する転載についての規定であるため、震災アーカイブが対象になるかを検討する必要がある。 また、対象となるコンテンツがどこまでになるかの判断が困難であり、この規定での掲載は難しいと考えられる。
41条 (時事の事件の報道のための利用)	蓄積、インターネット上での公開	報道機関に限らないので、震災アーカイブでも利用可能、という解釈は可能。 ただし「時事の事件」が対象であるため、長期にわたっての保存までは認められない可能性が高いと考えられる。
46条 (公開の美術著作物の利用)	建築物や屋外の著作物の映り込みへの対応	当該作品の複製販売等を除いて利用が可能であるとされている。 動画への映り込みは権利の対象とされていないため、許諾無しで利用可能。
47条の6 (検索のための複製)	外部サイトへのリンク時に、メタデータ等をアーカイブ施設内のサーバ内に生成／蓄積する行為	施行令の7条の5で、ロボット型の検索エンジンが対象であるとされており、ディレクトリ型等、人の目で見て判断をするものは含まれないとされている。 ⁹⁸ そのため、震災アーカイブに対してはこの規定が適用されない可能性がある。
47条の7 (情報解析のための複製)	アーカイブに収集したデータの分析	収集したデータを蓄積して分析を行うことはこの規定により可能である。 ただし、その分析結果を公表することや、蓄積したデータを用いて生成したデータベースの提供については、権利制限範囲に含まれていない。

⁹⁷ <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20101014105317.pdf>

⁹⁸ 立法時の担当者による解説書である池村聡『著作権法コンメンタール（別冊）平成21年改正解説』（勁草書房、2010年）で、施行令7条の5の「送信可能化された情報の収集、整理及び提供をプログラムにより自動的に行うこと」をこのように解説している。

以上のように、蓄積を伴う利用については、著作権の制限で解釈できる範囲が少ない。引用についても、可能性があるというだけであり、基本的には許諾を得る必要があると考えた方がよい。

また研究目的での利用など、利用範囲が狭い場合には許諾を得なくても良いかという点については、日本の著作権法では研究目的ということがあまり考慮されていないため、現行法では困難であると考えられる。⁹⁹

また、サムネイル作成について、47条の6（検索のための複製）の制限が及ばない可能性があることに注意する必要がある。サムネイルを自動的に作成する場合は、この規定により許諾不要であると解釈されているが、震災アーカイブが著作権法47条の6の「検索エンジン」に該当しないのであれば、サムネイルの作成についても（この規定に基づいて）許諾無しに作成することはできないことになる。震災アーカイブでは震災に関わるコンテンツを対象とするが、その選別等を行うことでこの規定から外れるのか否かが焦点となる。規定上、「収集、整理及び提供」を「プログラムにより自動的に」行う者が対象となっており、「及び」という表現から、全て自動化されている場合でないとは該当しないのではないかという懸念がある。

以上より、サムネイル・スニペットの作成のみを行う際にも、法制度上は、対象機関に対して依頼状を出すなどにより許諾を得ておくことが望ましい。

なお、2012年6月30日に日本版フェアユースを含む著作権法改正案が成立しているが（施行は同年10月1日）、この法律は震災アーカイブにとって有益であると考えられる。日本版フェアユースによって利用が容易になると考えられるのは、下記の2つのパターンである。

➤ 付随的利用（著作権法30条の2）

写真や映像などに他人の著作物が映り込んでしまったような場合について、著作権侵害にならないとする規定。これによって、写真・動画の権利処理を行う際に、付随的と判断できるものについては許諾を得る必要がなくなり、権利処理の手間が削減されると考えられる。

➤ 検討の過程における利用（著作権法30条の3）

許諾をとる、もしくは裁定を行うことを前提として、社内などで利用検討のために利用を行う場合については著作権侵害としない、とする規定である。これにより、組織内での利用であれば侵害では無いとされる可能性がある。すなわち、内部資料としてアーカイブを作成する場合には権利処理が不要になる可能性があり、「許諾が得られないかもしれないが、利用の際には許諾をとることを前提として、消える前にとりあえずアーカイブをしておく」という行為は可能になると考えられる。（ただし、許諾を得

⁹⁹ 有識者ヒアリングより

ないと外部公開はできない。)

前者は権利処理にかかるコストを削減できる可能性が期待できる。後者も、ダークアーカイブではあるが、コンテンツが消えてしまう前に蓄積・保存ができるようになるという点では意味があると考えられる。なお、ダークアーカイブについては複製権に関わるため、この規定が無い場合には、たとえ利用しないとしても、その作成は基本的に著作権の侵害になると考えられていたものである。

(ii) 商標権

商標権は、他者の商標を使用することによって、当該商標を保有する者の信用やイメージを利用して不当な利益を得ることを防止するために定められている権利である。そのため震災アーカイブが商標の「使用」に該当しているかについて検討する必要がある。

商標権の使用とは、商標法第2条で、以下のように定められている。

- | | |
|---|---|
| 3 | この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。 |
| 一 | 商品又は商品の包装に標章を付する行為 |
| 二 | 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為 |
| 三 | 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物（譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。）に標章を付する行為 |
| 四 | 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものを用いて役務を提供する行為 |
| 五 | 役務の提供の用に供する物（役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。）に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為 |
| 六 | 役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為 |
| 七 | 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。次号において同じ。）により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為 |
| 八 | 商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為 |

これによれば、商品又はサービスそのものについて、他者の商標を利用して提供することが禁止されていることになる。出所表示として、商標を利用しているかどうか争われるこ

とになる。¹⁰⁰

震災アーカイブにおいて商標が関連するケースとしては、アーカイブ内に蔵置されるコンテンツに他者の商標が付されたものが映っている場合に限られる。このような利用については、例えばテレビ番組内においてブランド物のバッグが映っているような場合に商標権の侵害とは解釈されていないことと同様に、商標権の侵害とはならない。

震災アーカイブが、他者の商標を、震災アーカイブの名声を高めるために利用するという状況は想定されないため、他者の商標を使用して商標権を侵害する、ということは起こらないと想定される。¹⁰¹

なお、法律的には商標権の侵害に当たらない場合でも、コンテンツ内に商標が映っているということを以って、権利者からクレームが寄せられる可能性は考えられる。対象コンテンツとしては、動画や写真においてクレームが来る可能性がある。

これに対しては、法的な解釈を述べた上でアーカイブへの掲載を続けるか、それともクレームを受けて掲載を取りやめるかについて、震災アーカイブとしての方針をあらかじめ検討しておく必要がある。

(iii) 意匠権

意匠権については、震災アーカイブが意匠を実施しているか否かについて検討する必要がある。意匠の実施については、意匠法第2条で以下のように定められている。

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であって当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

3 この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。

これによれば、意匠にかかる物品に関する行為が禁止されていることになる。

震災アーカイブにおいて意匠が関連するケースとしては、アーカイブ内に蔵置されるコンテンツに他者の意匠に関するものが映っている場合に限られる。このような利用については、例えばテレビ番組内において著名な意匠のなされた作品が映っているような場合に意匠権

¹⁰⁰ 有識者ヒアリングより

¹⁰¹ ただし、不要なトラブルを回避するという意味では、震災アーカイブをメディアで紹介する際などに、コンテンツの例として他者の商標が大きく映っている画像を用いるのは避けた方がよいと考えられる。

の侵害とは解釈されていないことと同様に、意匠権の侵害とはならない。

震災アーカイブが、他者の意匠を、震災アーカイブの名声を高めるために利用するという状況は想定されないため、商標権と同様に、他者の意匠を使用して意匠権を侵害する、ということは起こらないと想定される。

なお、商標権と同様に、法律的には意匠権の侵害に当たらない場合でも、コンテンツ内に意匠が映っているということを以って、権利者からクレームが寄せられる可能性は考えられる。対象コンテンツとしては、動画や写真においてクレームが来る可能性がある。これに対して、法律的な解釈を述べた上でアーカイブへの掲載を続けるか、それともクレームを受けて掲載を取りやめるかについて、震災アーカイブとしての方針をあらかじめ検討しておくことが必要である。

(iv) 人格権

人格権については、主に肖像権と氏名権について検討することが必要である。

人格権は法律上明記されている権利ではなく、主に不法行為に関する民法 709 条等を根拠として判例上認められている。個人の人格的利益を保護するための権利とされ、判例によって範囲が規定されている。

今回の対象コンテンツでは、特に動画、放送、写真、ウェブサイトについて、関係すると考えられる。

(iv-1) 肖像権

肖像権は、人の姿や形などの肖像が持つとされる人権であり、人格権としての権利の側面と、肖像を用いて対価を得るということによる財産権としての側面の 2 つの側面を持っている。

前者の人格的利益の保護ということについては、判例上、プライバシーの権利と関連して解釈されている。京都府学連デモ事件（最高裁判所昭和 44 年 12 月 24 日大法廷判決¹⁰²）によって確立されているが、当該事件では、学生デモを警察が撮影したということについて、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有する」とする判断が下されている。また、和歌山カレー似顔絵事件（最高裁判所平成 17 年 11 月 10 日判決）では、「人は、自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益も有すると」と述べている。これは全ての人に対して認められる権利であり、一般の人の肖像についても及ぶ権利である。例えば、「街の人事件」（東京地裁平成 17 年 9 月 27 日¹⁰³）、「出会い系サイトの顔写真使用事件」（東京地裁平成 17 年 12 月 16 日¹⁰⁴）等で、一般の方の肖像権侵害が認められている。

なお、タレント・スポーツ選手等の著名人については、この権利について、「肖像等に顧

¹⁰² http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/js_20100319120221050991.pdf

¹⁰³ <http://www.translan.com/jucc/precedent-2005-09-27.html>

¹⁰⁴ <http://www.translan.com/jucc/precedent-2005-12-16c.html>

客吸引力を有する者は、社会の耳目を集めるなどして、その肖像等を時事報道、論説、創作物等に使用されることもあるのであって、その使用を正当な表現行為等として受忍すべき場合もあるというべきである」とされており¹⁰⁵、一定程度制限されると解釈されている。

後者の財産権的な側面については、「パブリシティ権」と呼ばれることが多い。これは、著名人の肖像に商品の販売等を促進する顧客吸引力があるということについて、その顧客吸引力を排他的に利用する権利として構成されるものである。そのため一般人については認められることがなく、基本的には著名人について認められる権利となる。

この権利については、「①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、③肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となると解するのが相当」であるとされている¹⁰⁶。

表 -8 肖像に関する権利の整理

	一般人	著名人（顧客吸引力有り）
人格的利益	○	△ 一定程度の制限
パブリシティ権	×	○

○：認められる △：一定程度認められる ×：認められない

以上をふまえて震災アーカイブについて検討すると、アーカイブ内に蔵置されるコンテンツに特定可能な状態で人が映っている場合に問題になる。

まずパブリシティ権について検討すると、震災アーカイブ内に著名人が映っている動画が蔵置されることはあり得る（放送コンテンツや、避難所での著名人による支援活動の動画、写真など）。しかし、震災アーカイブではそのような著名人を独立して鑑賞の対象となる商品等として利用するわけではなく、震災アーカイブのトップ画面等にその写真等を付するわけでもない。また広告として著名人の動画、写真等を使うということも想定されていない。そのため、パブリシティ権の侵害となるケースは基本的には無いと考えられる。

次に人格的な利益について検討すると、一般人も、著名人も、震災アーカイブに蔵置されているコンテンツに映っている場合があり得る。ただし、著名人については前述のように「正当な表現として受忍すべき場合がある」とされており、震災アーカイブの目的から、制限される可能性があり得る。

しかし、一般人については、権利が制限されることが考えにくく、特定の人だと分かる形

¹⁰⁵ 「ピンク・レディのパブリシティ権事件」（最高裁判所平成 24 年 2 月 2 日判決）
<http://www.translan.com/jucc/precedent-2012-02-02.html>

¹⁰⁶ 前掲「ピンク・レディのパブリシティ権事件」

で映っている動画・写真等についてはそれぞれ許諾をとる必要があると考えられる¹⁰⁷。

表 -9 許諾の取得についての整理

	一般人	著名人（顧客吸引力有り）
人格的利益	要	△（※）
パブリシティ権	×	無

※震災アーカイブの目的に鑑みて制限される可能性がある。

(iv-2) 氏名権

氏名権については、現行法には、氏名の使用そのものに関する権利について認める法律はない。しかし、NHK 日本語読み事件（昭和 63 年 2 月 16 日最高裁判決）において、「人は、他人からその氏名を正確に呼称されることについて、不法行為法上の保護を受けうる人格的な利益を有するものというべき」と判示されており、氏名を正確に呼称されることについては、保護法益に当たるとされている。また、天理教事件（平成 18 年 1 月 20 日最高裁判決）では「氏名は、その個人の人格の象徴であり、人格権の一内容を構成するものというべきであるから、人は、その氏名を他人に冒用されない権利を有する」と判示されている。

震災アーカイブにおいて、氏名権との関係について検討すると、震災アーカイブに蔵置されたコンテンツにおいて、氏名が記載されていたり、氏名が呼称されていたりする場合は考えられる。現在の判例法上問題になるのは、氏名が誤って表記されていたり、氏名が誤って呼称されていたりする場合と想定される。

しかし、このような場合に、事前に誤りを探すことは困難であり、指摘を受けて事後的に対応するという方法になるのではないかと考えられる。

なお、氏名の使用そのものについては判例がないというだけであり、権利がないということが明確なわけではない。そのため、正確に名前が呼称されている場合であっても、クレームが寄せられる可能性はあり、その場合の対応については事前に検討しておく必要がある。対応方針としては、このケースについて、クレームに対して訴訟を起し判例を作り出すまでの対応は困難であるため、現在の判例上認められているわけではないが、削除に対応するという形になるのではないかと想定される。

(b) 外部のデジタルアーカイブとの連携における権利関係と権利処理

震災関連デジタルアーカイブでは、他のデジタルアーカイブとの間で、連携することが想定されている。

具体的な手法としては、検索に関するメタデータのみを蓄積する方法と、API を利用し

¹⁰⁷ 実際に、NHK アーカイブス等では、分かる限りの人については許諾を取るという方針をとっているとされる。

て横断検索を行う方法が検討されている。これらの手法についても、権利関係について整理する必要がある。

まず検索に関するメタデータを蓄積する方法の場合、メタデータの著作権について検討する必要がある。著作権法 47 条の 6 に関する文化庁の解説によれば、検索エンジンのメタデータは、収集したウェブサイト等の情報等の整理に当たり、情報の選択やレイアウト等に創作性が認められ、翻案に該当する可能性が排除できないとされている¹⁰⁸。そのため、当該メタデータを受け取るという行為については、許諾を得ておくことが望ましい。

検索エンジンに関しては著作権法 47 条の 6 という制限規定が存在するが、この規定は、検索のためにメタデータ等を検索結果の表示のために、収集・翻案・保存することについて、合法とするという規定である。この規定については、前項でも述べたとおり、震災アーカイブが著作権法 47 条の 6 の「検索エンジン」に該当するかどうかの問題となる。震災アーカイブでは震災に関わるコンテンツを登録する際に、個々のコンテンツについて事前確認を行うことでこの規定から外れるのか否かが焦点となる。規定上、「収集、整理及び提供」を「プログラムにより自動的に」行う者が対象となっており、「及び」という表現から、全て自動化されている場合でないと該当しないのではないかという懸念があることから、この規定に頼ることは望ましくない。

なお、メタデータの提供を受ける方法としては、API を通じて提供を受ける場合と、CD-R 等の媒体を利用して郵送等で提供を受ける場合が想定されるが、提供方法による権利処理上の違いは生じない。ただし、提供する側においては、メタデータを公衆送信すること（API を用いて提供する場合）と、複製すること（媒体を用いて提供する場合）の違いが生じることになる。

次に API を利用した横断検索を実施する場合、連携先の提供している API に対して検索キーワードを送信し、結果を受け取るという形になるため、著作権法上の問題点は無く、権利処理についても特に必要としない。ただし、震災アーカイブで検索を行う際に毎回キーワードが連携先にも送られるようにする場合、連携先のデジタルアーカイブの負荷がその分増すことになる。そのため、連携先が元々 API を提供している場合であっても、あらかじめ連携を行うことについて同意を得ておくことによって、連携先で負荷の増大による問題が起きた際にも原因がすぐに判明するようにしておくことが望ましい。

なお、外部との連携の際に、コンテンツにリンクを張るという行為について著作権法上の問題が生じるかどうかについては、立法者により、著作権法上の権利は生じないとされており¹⁰⁹、権利者への確認を行わなくても実施することが可能である。ただし、近年、リーチサイトと呼ばれる著作権侵害コンテンツへのリンク集が問題となっており¹¹⁰、リンク先の

¹⁰⁸ 文化庁長官官房著作権課「著作権法の一部を改正する法律（平成 21 年改正）について」コピーライト 585 号

¹⁰⁹ 1997 年 5 月 22 日 140 回国会 参議院文教委員会、政府委員小野元之氏答弁

¹¹⁰ 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会第 2 回資料「「間接侵害」等に係る考え方の整理」

コンテンツの性質によっては、削除依頼を受ける可能性がある。これについては、連携先の権利処理が十分に実施されていれば問題にはならないが、問題が起きた場合には、対象となるコンテンツについて検索対象から外す必要が生じるという対応が必要になる可能性がある。

連携先のコンテンツの表示方法について、コンテンツを保有する機関に対してリンクで飛ぶのではなく、コンテンツをあたかも自らのアーカイブ内にあるかのように表示する場合には、注意が必要である。

このような利用を行う場合、当該コンテンツについて、連携元が収集しているというように利用者に誤認を与えるため、当該コンテンツの権利処理が不十分である等の問題がある場合のクレームが、連携先では無く連携元に来ることになる。また、連携先の運営ポリシーと、連携元の運営ポリシーが異なる場合、クレームの対応を十分にできないという可能性も起こりうる。例えば連携元ではコンテンツの事前チェックを行ってから掲載しているのに対して、連携先ではコンテンツをとりあえず掲載してクレームが来た場合に削除等の対応を検討する、としているような場合、連携元の運営ポリシーに反しているというクレームが来ることになる。

また、連携先としても連携元の運営ポリシーによって本来はおきることの無いクレームが起きるということもあり得ることから、運営ポリシー等が異なる場合には、コンテンツの表示はそれぞれのウェブサイトで実施するようにする方が望ましいと考えられる。

(2) 震災関連デジタルアーカイブで公開する様々なデータに含まれている個人情報の状況の調査及び、その取り扱い

震災関連デジタルアーカイブで公開する様々なデータに含まれている個人情報の実態の把握及び、その取り扱い

① 対象データに含まれる個人情報

震災アーカイブの対象となるデータには、複数の個人情報が含まれている。

具体的な事例としては、以下のようなものがあげられる。

表 -10 対象データに含まれる個人情報

個人情報	具体的な情報	個人情報 該当性	震災アーカイブ 対象データ
避難者のリスト	氏名、住所、性別、年齢、避難先等	○	新聞・雑誌、放送・動画、写真、ウェブサイト（自治体、警察、放送局、個人等）
亡くなった方のリスト	氏名、住所、年齢、性別等	×	新聞・雑誌、放送・動画、写真、ウェブサイト（自治体、警察、放送局、個人等）

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h24_shiho_02/pdf/shiryo_1.pdf

個人情報	具体的な情報	個人情報 該当性	震災アーカイブ 対象データ
行方不明者リスト	氏名、住所、年齢、性別等	△	新聞・雑誌、放送・動画、 写真、ウェブサイト（自 治体、警察、放送局、個 人等）
個人の連絡先	氏名、住所、連絡先等 （ボランティア募集の ための連絡先等）	○	ウェブサイト（個人、 NPO 等）

特に震災直後に収集・公開された被災者の安否情報が主な個人情報としてあげられる。自治体によって異なるが、基本的には氏名と住所の一部、年齢をとりまとめて、安否情報として提供されていた例が多い。自治体では新聞・放送等マスメディアへの提供と同時に、自らのウェブサイト上での提供等も行っており、多くのメディアでこれらのリストが共有されている。また、避難者のリストについては、避難所に掲示されていた名簿を写真撮影し、それをテキストに起こしてグーグル社の Person Finder 等のサービス等に情報を集約、提供されていたという例もある。

上述のような個人情報のリストの内、亡くなった方のリストについては、個人情報保護法の保護対象にはなっていないため（2条1項）¹¹¹、震災アーカイブでの蓄積、利用についての問題は少ないと考えられる。これに対して、避難者のリストは個人情報に該当することから何らかの対処が必要であると考えられる。今回の震災のような時には、避難者の個人情報の収集に際して、避難者から許諾をとっている例が少ない。¹¹² そのため、取得した個人情報の利用範囲は明確では無く、個人情報ごと震災アーカイブで保管する場合には、本来ならば再度利用の可能性について問い合わせる必要があることになる。行方不明者のリストについては、個人情報であるとして、避難者のリストと同様に検討した方が望ましいと考えられる。

また NPO 等のウェブサイトでは、ボランティアに参加する際の連絡先等として、個人情報が多く掲載されている。これらについても掲載者は震災アーカイブ等での保管を了承しているわけでは無いため、再度利用の可能性について問い合わせる必要があることになる。

なお、現在もこれらの情報の内、一部は 2012 年 7 月現在もウェブサイト上で確認できる。例えば亡くなった方のリストについては、警察庁が一覧表を作成してウェブサイトで公開しており¹¹³、また、読売新聞¹¹⁴、朝日新聞¹¹⁵、毎日新聞¹¹⁶等のメディア各社のウェブサイト、

¹¹¹ 宇賀克也「個人情報の保護法の逐条解説（第3版）」31 ページ

¹¹² 仙台市など一部の自治体で個人情報の利用方法についても記載した紙を避難所に用意しており、それで情報を取得したため、ウェブサイト上での提供についても可能になっているという例がある。しかし多くの自治体では、個人情報に関する事前の準備をしておらず、また個人情報保護よりも情報の共有の方が重要であるという意識から、特に許諾をとらずにウェブサイト上への掲載等を行っている例が多い。（現地自治体ヒアリングより）

¹¹³ <http://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/mimoto/identity.htm>

¹¹⁴ <http://www.yomiuri.co.jp/feature/eq2011/obit/>

震災に関するまとめページ¹¹⁷等でも掲載が続いている。一方で避難者の情報については、既に避難所が閉鎖されていることや個人情報の観点等から掲載が終了しているものが多いが、読売新聞のウェブサイト¹¹⁸等、一部のリストはまだ公開されている。

② 個人情報が含まれていた場合の対応

個人情報保護法の考え方からすると、個人情報を取得した者が、当該個人から個人情報の利用目的について許諾を取得し、その範囲内での利用を行うことのみが許されている。そのため、震災アーカイブへのデータの提供に際して、提供者が各個人から利用の許諾を得ていない個人情報を含めて提供をするという行為は問題になる可能性が高い。震災アーカイブとしては、収集の際に、データの提供者に対して個人情報についても許諾処理を行うか、もしくは個人情報のみ削除するかを求めた上で、処理が終わったデータを収集することが本来の方法になる。

しかし、許諾をとる相手が膨大な数になること、また、各リストは対象者の連絡先までは載せておらず、データ提供者も連絡先までは収集していないことが多いと考えられるため連絡先の特定が困難であることから、現実的な対応策では無い可能性が高い。そのため、現実的には個人情報について削除を行った上で提供をしてもらうか、もしくは、個人情報を含めた形で提供をもらった上で、削除依頼が来た際に対応するようにするかを選択することになると考えられる。

ただし、震災アーカイブを研究目的で利用する場合には、個人情報についても記載されている方が分析等に役に立つ可能性は高い。例えば避難所毎の避難人数のみのデータであった場合は、避難所の人数変化しか追うことができないが、氏名の情報があれば、各個人の避難所の移動状況から、その要因は何かということについて等の分析ができる可能性がある。そのため、震災アーカイブでとりあえず個人情報もまとめて受け取った上で、インターネット上では公開しないが、研究目的で閲覧可能な場所では、個人情報等も含めて閲覧できるようにするという選択肢もあり得る。この場合も、苦情が来た際の対応についてあらかじめ検討しておく必要がある。

NPO や個人のウェブサイトに掲載されている連絡先は個人情報に当たるが、データの提供者が蓄積に同意しているものと考えて良いと考えられる。NPO や個人のウェブサイトに掲載されている連絡先の情報については、データ収集の許諾をする人が管理をしていると考えられ、問題があるという場合にはウェブサイトの管理者が削除の上、提供してくると思われるためである。

これらから、掲載の基準としては、下記のようにすることが考えられる。

¹¹⁵ <http://www.asahi.com/special/10005/namelist.html>

¹¹⁶ <http://mainichi.jp/feature/20110311/>

¹¹⁷ <http://www46.atwiki.jp/earthquakematome/pages/65.html>

¹¹⁸ <http://www.yomiuri.co.jp/feature/eq2011/refugee/>

表 -11 掲載の基準

対象	掲載／削除	備考
避難者のリスト	削除（限定利用）	削除が望ましいが、有用であると判断する場合は利用者限定をかけることもあり得る。（削除申請が来た場合は対応する）
亡くなった方のリスト	掲載	削除申請が来た場合は対応する
行方不明者リスト	削除（限定利用）	削除が望ましいが、有用であると判断する場合は利用者限定をかけることもあり得る。（削除申請が来た場合は対応する）
個人の連絡先	掲載	削除申請が来た場合は対応する

なお、有識者からは、例え個人情報であっても削除することは望ましくないという意見が出ている。削除してしまった場合、二度と復活させることができないため、基本的には保存をしておいて、利用者の限定をかけるか、一定期間ダークアーカイブにしておくことで、将来的な利用可能性を残すことが重要であると指摘されている。

外部のデジタルアーカイブとの連携における個人情報の取り扱い

外部のデジタルアーカイブとの連携の際については、個人情報は連携先のデジタルアーカイブに掲載されていることになる。そのため、震災アーカイブ側で特に個人情報の取り扱いについて処理をする必要性は無い。

連携先のデジタルアーカイブで明らかに問題があるという個人情報が掲載されている場合（プライバシーを侵害するような情報が掲載されている場合等）には、震災アーカイブからそのようなデータを検索できるということについてクレームが来る可能性はあり、その場合には確認を行った上で、当該連携先との連携を解除する等の処理を行えるようにしておく必要がある。

(3) システムに与える影響

権利関係や個人情報の処理がシステムに与える影響としては下記が考えられる。

従来のシステムでは閲覧・複製等に関してまでが利用範囲として想定されていたのに対して、今回のシステムでは、二次的な利用までを利用範囲として想定している。そのため、各コンテンツについて、二次的な利用が可能かどうかという情報を蓄積しておかなくてはならない。

また、二次的な利用を許可する場合、利用のたびに許諾の申請を受け付けるというフローを採用すると、運用側に多くの人員が必要になる。そのため、利用可能なコンテンツについては、利用可能な範囲についてあらかじめコンテンツを表示する際に併せて表示することが望ましい。これは前述の二次的な利用が可能かどうかという情報を蓄積したものを利用することが想定される。

さらにクレームへの対応も重要である。震災アーカイブのコンテンツについては、権利処理等ができていないという理由で本来の権利者から削除を求められたり、不適切なコンテンツであるということから一般の方から削除を求められたりする可能性がある。そのような場

合に、削除を求める人が、対象のコンテンツから直接クレーム対応のページへと遷移して、クレームを出すことができるようにすることが望ましい。その際、どのコンテンツに関するクレームかということを経験として自動的に引き継げるようにしておくことで、利用者の利便性を高めておく必要がある。あわせて、IDについても検討しておく必要がある。特に他の機関との連携を行っているコンテンツについては、連携先のIDがわかるようにしておく必要がある。クレームが来て、連携先に連絡を行う際に、連携先でどのIDで管理しているのかが分かるようにすることで、迅速な対応が可能になる¹¹⁹。

2. 根拠法令等

(1) 収集するコンテンツの権利処理

収集するコンテンツについては震災アーカイブと変わらないため、権利関係については1 二次利用ルールで整理したとおりである。

ただし、収集方法によって権利処理には一部違いが出ることになるため、再検討を行う。個人から直接収集するのではなく、既にコンテンツを収集している機関等からの提供を受けることを想定している震災アーカイブでは、コンテンツ保有機関側で権利処理ができていくかどうかという点について、確認することが必須となる。そのため、許諾状況の確認として、必要な項目（著作権、肖像権等の関わる権利全て）について確実に答えてもらった上で、提供を受ける必要がある。このとき、提供機関自身がコンテンツの著作権を保有しているような場合には、その機関から許諾を受ければ問題が無い。また、後述する「311 まるごとアーカイブス」や、「東日本大震災写真保存プロジェクト」のように、第三者へのコンテンツ提供についても許諾を得ている機関から提供を受ける場合にも、当該機関から許諾を受ければ問題が無いことになる。

これに対して、個人から直接収集することを想定している機関も多くある。このような場合、個人が当該コンテンツに関する権利を保有しているかどうかを確認して受け入れることになる。このように権利を持つと推定できる個人から直接コンテンツの提供を受ける場合には、場の提供者という扱いになり、例えコンテンツを提供した個人が一部の権利について取得していなかったという場合についても、当該アーカイブが、そのような連絡を受けた際に速やかに削除等の対応をとれば（ノーティス・アンド・テイクダウン）、著作権侵害の責任を負わなくて済むということが指摘されている。

表 -12 コンテンツの収集について

収集方法	ノーティス・アンド・テイクダウン	コンテンツ収集
コンテンツ保有機関からの	不可	大量のコンテンツを一括取得可

¹¹⁹ システム・サービス会合での意見より

収集方法	ノーティス・アンド・テイクダウン	コンテンツ収集
収集（寄贈）		能
個人からの直接収集	可	個人から個々にコンテンツを取得、許諾処理をする必要有り

写真や動画のコンテンツについては、著作権の処理ができていたとしても、肖像権等の人格権の処理ができていない可能性が多くある。特に震災直後にとられた写真・動画については、権利許諾をとるような状況では無く、基本的には撮影者以外の許諾はとれていないと考えた方がよい。

そのため、個人からの直接収集とする方が、権利処理という面からすると、何か問題が起きた際にもノーティス・アンド・テイクダウンで解決できる可能性が高いという意味で、利点があると考えられる。

(2) 収集するコンテンツの公開条件

他のデジタルアーカイブにおける収集するコンテンツの公開条件

デジタルアーカイブによって、収集したコンテンツの利用目的等が異なっているため、収集したコンテンツについての権利の許諾状況や、公開条件等は異なっている。

表 -13 収集したコンテンツの権利の許諾状況や公開条件等

プロジェクト名	権利者から取得している権利	利用・公開方法に関する表記
東日本大震災写真保存プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヤフーに対して、日本国内外で本企画の趣旨に従い使用する（複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、出版を含む）権利を無償で許諾 ・ 本企画の広報の目的、非営利の復興支援の目的、学術目的の場合に限り、ヤフー以外の第三者によって使用されることについて同意 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非営利の復興支援や学術研究が目的の場合、無償で利用可能
311 まるごとアーカイブス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本プロジェクトが使用（複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、出版ほかすべての著作権を含みます）することを無償で許諾 ・ 本プロジェクト以外の第三者によって使用（複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、出版ほかすべての著作権を含む）されることに同意 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報及び肖像権が適切に処理されていないものは一般に公開しない。 ・ 撮影地点の位置情報が公開されることで地権者等に迷惑がかかる恐れがあるものは一般公開しない。 ・ デットコピー（未編集の複製物）を有償で第三者に提供することは禁止。 ・ 使用の際は出典を明記

プロジェクト名	権利者から取得している権利	利用・公開方法に関する表記
みちのく震録伝		・ 元々の権利保有者により異なる。(連絡が必要等)

個人からコンテンツの取得を行っている場合、幅広い権利について許諾をとり、その後の利用を可能にしている例が複数ある。震災関連のアーカイブで保存する資料は、今後長期間に渡って保存し、今後の災害対策等のために利用することが望まれているため、広い範囲で権利の許諾を得ておくことが望ましいという考え方からこのようになっている。特に個人からコンテンツを収集した場合、数年後になって新たな利用方法について許諾をとろうとしても、相手の連絡先がつかめなくなっているということが起こりうる。そのような場合、コンテンツを死蔵せざるを得なくなることから、できる限り広範に権利を取得しておくことが望ましい。ただし、これは震災アーカイブのような公共的な目的のためのアーカイブであるからであり、一般の商用デジタルアーカイブの際にはこの限りでは無い。

アーカイブに保存された著作物の利用については、非営利や学術目的等の制限がかけられていることもあるが、概ね二次的利用（翻案、二次的著作等）を含めた利用を許諾するようにされている。

表 -14 二次利用について

プロジェクト	利用		条件
	複製等	二次的利用	
東日本大震災写真保存プロジェクト	可	可	非営利の復興支援や学術研究が目的
311 まるごとアーカイブス	可	可	デッドコピーについては有償提供禁止

なお、これらのプロジェクトでは、二次的利用によって制作されたコンテンツについての取り扱いまでは定められていないが、被災地のニーズでは、提供した資料の二次的利用については認めるが、二次的利用によって制作されたコンテンツについては、提供元の機関でも利用できるようにして欲しいというものもある¹²⁰。

二次的利用によって制作されたコンテンツを提供元の機関でも利用できるようにするという場合、下記の2つの方法が考えられる。

1つ目は、二次利用によって制作されたコンテンツについては、提供元の資料と同様に誰に対しても同じ条件で二次利用を許可しなくてはならないという利用規約にする方法である。提供元機関が無償での提供や二次利用を許諾している場合、二次利用したコンテンツについても同様のことを許諾しなくてはならないという条項になる。これは、クリエイティブ・コモンズが提供しているライセンスの「継承 (Share-Alike)」という条件が当てはまる。

2つ目は、二次利用によって制作されたコンテンツについては、資料の提供元の機関にの

¹²⁰ 現地ヒアリングより

み、無償での利用を許諾するという利用規約にする方法である。

利用規約を選択するに当たっては、収集したコンテンツについて、どのような利用を許諾するのかを検討しなくてはならない。また併せて、利用に際して条件をつけるかどうかを検討する必要がある。

例えば下記の利用のそれぞれについて、利用を許諾するかどうかを検討することになる。

表 -15 利用許諾について

利用方法	条件		
	費用 (※)	目的	制作コンテンツの利用
閲覧・複製	—		
再配布	無償		
	有償可		
加工・二次的利用	無償	—	
	無償	研究・復興支援	
	有償可	—	提供元機関に無償提供
			提供元機関に対して特に配慮無し
			提供元以外の機関利用可能
	有償可	研究・復興支援	提供元機関に無償提供
提供元機関に対しても特に配慮無し			
提供元以外の機関も利用可能			

※再配布時や、二次的利用による制作物の配布時に有償にできるかどうか

この利用方法について確定した上で、必要な権利について、コンテンツの提供者から許諾を受けるといふことを行う必要がある。提供予定の無い利用方法については許諾を得ておかなくても問題は無いが、将来的な利用も含めて考慮した上で、できるだけ広範囲に権利許諾を得ていた方が、利用は行いやすいと考えられる。

なお有識者ヒアリングでは、二次的利用はできる限り広い範囲で行えることが望ましいという意見を多くいただいているところである¹²¹。

121 技術会合における発言等

(3) 収集するコンテンツのプライバシーや著作権等知的財産権の侵害等に関するクレーム、訴訟リスク

プライバシーや著作権等知的財産権の侵害等に関するクレーム、訴訟リスク

震災に関するアーカイブについては、その目的が被災者の心情を傷つけるようなもので無い限り、訴訟リスクは低いものと考えられる。現在計画されている震災アーカイブは、震災の記憶を残すことや、今後の災害対応に役立てることなどが目的とされており、最初から訴訟が起きる可能性は低い。

しかし、震災アーカイブで蓄積・公開される個別のコンテンツについてクレームが来ることは十分にあり得るものである。またその対処を間違った場合に、訴訟に至る可能性も低いがあり得ることから、対応策についてはあらかじめ検討しておく必要がある。

具体的なクレームの内容としては、下記が想定される。

- 収集時に著作権・肖像権をはじめとする権利処理が十分になされていなかった場合
- 個人情報に掲載されていた場合

前者については、特に肖像権について、クレームが来る可能性が高い。震災アーカイブのコンテンツの内、多くの写真や動画について人が映っているが、震災直後に撮られた写真等については、許諾をとっていることの方が少なく、また事後に相手者を特定することも難しかったと考えられる。そのため、被写体になっていた人が撮られたことを認識しておらず、アーカイブを検索した際に自分を発見するという事例が起りうる。

後者の個人情報については、避難所への避難者のリストや、安否確認に利用されていたウェブサイト等に掲載されていたものが発見されるということが考えられる。

なお現時点で震災に関するデジタルアーカイブを実施している団体では、特にクレームが来たりしていることは無いとされる。ただし、これは震災からまだ期間がたっていないことも理由と考えられ、今後、被災地の方が落ち着いてからデジタルアーカイブを利用することで、自らの情報を発見するということが起りうるものと考えられる。

プライバシーや著作権等知的財産権の侵害等に関する訴訟リスクへの対応策

前項で述べたクレームについては、対処を間違えた場合に訴訟へとつながる可能性もあることから、誠実に対応することが求められる。

まず権利処理が不十分であったコンテンツについては、相手が権利者であると分かった場合には、改めて許諾をとるか、もしくは削除をするという対応が基本的なものとなる。ただし、相手が権利者であることを証明してもらうまで削除を行わないということになると、相手の感情を害する可能性がある。そのため、クレームを受け付けた段階で当該コンテンツについては提供制限コンテンツとし、その上で対応を行うことが望ましい。

また、コンテンツの削除を求められた場合についてであるが、震災についての研究を行うための素材としては削除せずに保有しておくことが望ましい。そのため、ダークアーカイブ、もしくは研究者のみが利用できる状態にするが、削除はしないという対応がとれるかどうか

について、一度確認を入れておくことが、震災アーカイブの趣旨としては望ましいということになる。ただし、権利処理ができていないことも確かであるので、権利者が望むのであれば、削除をするという対応をとらなくてはならない。このときに削除をしたということにしてダークアーカイブに残すという対応をとると、その行為が訴訟につながる可能性がある。